

第四十三回国会 衆議院 外務委員会農林水産委員会連合審査会議録 第一号

昭和三十八年六月十二日(水曜日)

午後二時十二分開議

出席委員

外務委員会

委員長 野田 武夫君

理事 安藤 覺君 理事 正示啓次郎君

理事 福田 篤泰君 理事 古川 丈吉君

理事 松本 俊一君 理事 戸叶 里子君

理事 穂積 七郎君 理事 松本 七郎君

金丸 信君 菅 太郎君

森下 國雄君 田原 春次君

西村 関一君 細迫 兼光君

森島 守人君 受田 新吉君

川上 貫一君

農林水産委員会

理事 秋山 利恭君 理事 山中 貞則君

理事 東海林 稔君

田邊 國男君 谷垣 專一君

中澤 茂一君 橋崎 弥之助君

出席國務大臣

外務大臣 大平 正芳君

農林大臣 重政 誠之君

出席政府委員

外務政務次官 飯塚 定輔君

外務事務官 高木 廣一君

(移住局長)

農林政務次官 津島 文治君

農林事務官 齋藤 誠君

(農政局長)

委員外の出席者

文部事務官 岩間英太郎君

(初等中等教育局財務課長)

運輸事務官 龜山 信郎君

労働事務官 北川 俊夫君
(職業安定局調 整課長)

専門員 豊田 薫君

本日の会議に付した案件

海外移住事業団法案(内閣提出第九九号)

〔野田外務委員長、委員長席に着く〕

○野田委員長 これより外務委員会農林水産委員会連合審査会を開会します。

先例によりまして、私が委員長としての職務を行ないます。
海外移住事業団法案を議題といたします。

海外移住事業団法

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 役員及び職員(第八条―第十八条)

第三章 運営審議会(第十九条・第二十条)

第四章 業務(第二十一条―第二十四条)

第五章 財務及び会計(第二十五条―第三十六条)

第六章 監督(第三十七条・第三十八条)

第七章 雑則(第三十九条―第四十一条)

第八章 罰則(第四十二条―第四十四条)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 海外移住事業団は、移住者の援助及び指導その他海外移住の振興に必要な業務を国の内外を通じて一貫して効率的に行なうことを目的とする。

(法人格)

第二条 海外移住事業団(以下「事業団」といふ。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、外務大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 事業団の資本金は、八億円と附則第七条第八項の規定により政府から出資があつたものとされる金額との合計額とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3 事業団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

(登記)

第五条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 事業団でない者は、海外移住事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団において準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 事業団に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事四人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第九条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は理事長を通じて外務大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十条 理事長及び監事は、外務大臣が任命する。

2 理事は、外務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の任期)

第十一条 理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができ

(役員の欠格事項)

第十二条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 國務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

(役員の解任)

第十三条 外務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

第三章 運営審議会

(運営審議会)

第十九条 事業団に、運営審議会を置く。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、外務大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、外務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)
第十五条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)
第十六条 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)
第十七条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)
第十八条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

五 海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行なうこと。

六 海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行なうこと。

七 移住者が入植するための土地の取得、造成、管理及び譲渡並びに取得のあつせんを行なうこと。

八 移住者及びその団体の海外において農業、漁業、工業その他の事業を行なうものに対して、その事業に必要な資金を貸し付け、及びその事業に必要な資金の借入れに係る債務について保証すること。

九 海外において農業、漁業、工業その他の事業を行なう者(移住者及びその団体を除く)に対して、その者が移住者をその事業に受け入れることが確実であり、かつ、その受入れが海外移住の振興に寄与すると認められる場合に、その受入れに關してその事業に必要な資金を貸し付けること。

十 前九号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

十一 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行なうこと。

2 事業団は、前項第十一号に掲げる業務を行なうときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項に掲げる業務を外国において行なう場合には、当該国の法令の定めるところによるものとする。

令の定めるところによるものとする。

(業務の委託)

第二十二條 事業団は、必要があるときは、外務大臣の認可を受けて、その指定する地方公共団体その他の団体に前条第一項各号に掲げる業務(第二号に掲げる業務のうちあつせんに係る業務及び第三号に掲げる業務のうち渡航費の貸付けに係る業務を除く)の一部を委託することができる。

(基本方針)
第二十三條 外務大臣は、毎事業年度、事業団の業務について基本方針を定め、当該事業年度の開始前に、これを事業団に指示するものとする。

(業務方法書)
第二十四條 事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、外務省令で定める。

第五章 財務及び会計
(事業年度)
第二十五條 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(区分経理)
第二十六條 事業団は、次に掲げる経理については、政令で定めるところにより、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

一 第二十一條第一項第三号に掲げる業務のうち渡航費の貸付け

に係る業務及びこれらに附帯する業務に係る経理

二 第二十一條第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理

三 第二十一條第一項第八号及び第九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理

(事業計画等の認可)
第二十七條 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)
第二十八條 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後四月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 外務大臣は、やむを得ない事情があると認めるときは、事業団の申出により、二月をこえない範囲内において、前項の期間を延長することができる。

3 事業団は、第一項の規定により財務諸表を外務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけないなければならない。

(利益及び損失の処理並びに納付金)
第二十九條 事業団は、毎事業年度、利益及び損失の処理並びに納付金

第二十九條 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 事業団は、第一項に規定する残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除して残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 第一項の利益金の計算の方法及び前項の納付金の納付の手續その他同項の納付金に關し必要な事項については、政令で定める。

(借入金及び海外移住債券)
第三十條 事業団は、外務大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は海外移住債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、外務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について、他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 事業団は、外務大臣の認可を受けて、債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(交付金の交付)
第三十一條 政府は、予算の範囲内において、事業団に對し、その業務に要する費用の一部に相當する金額を交付することができる。

(償還計画)
第三十二條 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたて、外務大臣の認可を受けなければならない。

(余剰金の運用)
第三十三條 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

三 銀行若しくは外国銀行への預金又は郵便貯金
(財産の処分等の制限)
第三十四條 事業団は、外務省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)
第三十五條 事業団は、その役員及び職員に對する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、外務大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(外務省令への委任)
第三十六條 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び會計に關し必要な事項は、外務省令で定める。

第六章 監督
第三十七條 事業団は、外務大臣が監督する。

2 外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に對して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)
第三十八條 外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に對してその業務に關し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雜則
(連絡等)
第三十九條 事業団は、その業務の運営については、地方公共団体と密接に連絡するものとする。

2 地方公共団体は、事業団に對し、その業務の運営について協力するよう努めるものとする。

(解散)
第四十條 事業団の解散については、別に法律で定める。

(協議)
第四十一條 外務大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十二條、第二十四條第一項、第二十七條、第三十條第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第三十二條、又は第三十四條の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十四條第二項、第三十四條又は第三十六條の規定により外務省令を定めようとするとき。

2 外務大臣は、次の場合には、あらかじめ、関係各大臣に協議しなければならない。

一 第二十一條第二項の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十三條の規定により基本方針を定めようとするとき。

第八章 罰則
(罰則)
第四十二條 第三十八條第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十三條 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により外務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五條第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十一條第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十三條の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第三十七條第二項の規定による命令に違反したとき。

第四十四條 第六條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

三

第一類第四号(附屬の一)

外務委員会農林水産委員会連合審査会議録第一号

昭和三十一年六月十二日

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十四条、附則第十六条及び附則第十七条の規定は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 外務大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 外務大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引き継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 事業団は、設立の登記をするることによつて成立する。
(財団法人日本海外協会連合会からの引継ぎ)

第六条 昭和二十九年一月五日に設立された財団法人日本海外協会連合会(以下この条において「連合会」という。)は、寄附行為の定めるところにより、設立委員に対し、事業団において、その一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、外務大臣の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があつたときは、連合会の一切の権利及び義務は、事業団の成立の時に於いて事業団に承継されるものとし、連合会は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4 前項の規定により事業団が連合会の権利及び義務を承継した場合においては、その資産の価額から負債の価額を控除した残額に相当する金額は、資本準備金として積み立てなければならない。

5 第三項の規定により事業団が連合会の権利及び義務を承継した場合における連合会の行なつた移住者に対する渡航費の貸付けに係る業務及びこれに附帯する業務に係る事業団の経理については、これを第二十六条第一号に掲げる経理とみなして同条の規定を適用する。

6 第三項の規定により連合会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(日本海外移住振興株式会社からの引継ぎ)

第七条 日本海外移住振興株式会社(昭和三十年法律第百三十九号)により設立された日本海外移住振興株式会社(以下この条から附則第九条までにおいて「会社」という。)は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百四十三条に規定する株主総会の決議を得て、設立委員に対し、事業団にその営業の全部を出資すべき旨を申し出ることができる。

2 設立委員は、前項に規定する申出があつたときは、遅滞なく、外務大臣の認可を申請しなければならない。

3 第一項に規定する決議があつたときは、政府以外の株主の所有する株式は、前項の認可があつた時に会社が買い取つて消却したものとみなす。

4 前項の場合における株式一株の買取価額は、会社の純資産の額をその発行済株式の総数で除して得た額とする。

5 前項の会社の純資産の額の評価のため、外務省に、評価委員会を置く。

6 前項の評価委員会に關し必要な事項は、外務省令で定める。第四十一条第一項の規定は、この場合について準用する。

7 第二項の認可があつたときは、会社の一切の権利及び義務は、事業団の成立の時に於いて事業団に承継されるものとし、会社は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

8 前項に規定する承継があつたときは、会社の解散の時までに政府の一般会計及び産業投資特別会計から会社に対して出資された額は、事業団の成立の時に於いて、それぞれ政府の一般会計及び産業投資特別会計から事業団に対して出資されたものとする。

9 第七項の規定により会社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(会社から承継する債務の保証)

第八条 政府は、附則第七条第七項の規定により事業団が会社から承継する債務のうち、日本海外移住振興株式会社法第十六条の規定により政府が手形を買い取る旨の契約をした外国銀行に対する会社の借入金に係る債務について、その承継の日において、事業団のために当該債務に係る手形を買い取る旨の契約をし、及び当該債務に係る利息債務について保証するものとする。

(区分経理)

第九条 附則第七条第七項の規定により事業団が会社の権利及び義務を承継した場合におけるその資産及び負債の経理については、これをその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理するものとする。

2 前項の規定による経理の方法、勘定の処理その他区分経理に關し必要な事項については、政令で定める。

(非課税)

第十条 附則第六条第三項及び附則第七条第七項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得については、不動産取得税を課することができない。

(経過規定)

第十一条 この法律(附則第一条ただし書に係る部分を除く。以下この条において同じ。)の施行の際現に日本海外移住事業団という名称を使用している者については、第六條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十二条 事業団の最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十一年三月三十一日に終わるものとする。

第十三条 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十七条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(日本海外移住振興株式会社法の廃止等)

第十四条 日本海外移住振興株式会社法は、廃止する。

2 前項の規定の施行前にした廃止前の日本海外移住振興株式会社法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十五条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五

ても、「基本方針」として第二十三条に、「外務大臣は、毎事業年度、事業団の業務について基本方針を定め、当該事業年度の開始前に、これを事業団に指示するものとする。」と規定してございます。ここに基本方針とうたつてございますのは、基本方針をきめて事業団に指示いたしますと、あとは事業団が自主的な責任を持って仕事をさばいていただくようにして、政府の干渉はできるだけ排除したいというものが私どもの気持ちでございます。したがって、法第四十一条の二項をごらんになりますと、「外務大臣は、次の場合には、あらかじめ、関係各大臣に協議しなければならない。」とありまして、そこに、いま言った基本方針を定めようとするときは、この法律によりまして当然外務大臣が協議する義務があるわけでございます。

この法律にそう書いてあるからとか書いてないからとかいうことでなくて、先ほど申しましたように、外務省の方針をいまして、移住行政なるものを十全にこなしていく能力に恵まれてないことは、私自身が一番よく知っているわけでございます。したがって、各省と協議いたして、各省の助力を得てやってまいるといふことで、きわめて謙虚な気持ちでおります。

○樺崎委員 そうしますと、法的な裏づけとしては、二十三条ですか、「外務大臣は、毎事業年度、事業団の業務について基本方針を定め」とある、このときにいろいろ協議にあずかる、法的にはそういうことだけになるのじゃないでしょうか。どうでしょうか。

○高木政府委員 そのほかにもこの法律でできております二、三の項目がございますが、先ほど大臣が御説明になりましたように、政府としては、大きい方針を、関係各省寄りまして、外務省が窓口になってここできめまして、これを事業団に授けられ、あとは事業団が自主的な責任を持ってやっていく。従来、政府の干渉があまり多くて海外協会連合会と会社は毎日毎日会議で追われているというふうな非難もございまして、そういうことなくして事業団が自主的にやっていくように、事業団の中に、農業の知識も、文教の知識も、衛生の知識も、あるいは技術その他の知識も吸収してこれがやっていくようにすべきである。これは移住審議会の答申にもそのようにございまして、政府はできる限り権限をこれに委譲して、事業団が自主的に責任を持ってやれるようにすべしというのが答申でございます。その答申の精神にのっとりてこの事業団法が書かれているのでございます。

○樺崎委員 私はいま精神を聞いていて、第二十一条一項に列記されておりますは、前項第十一号に掲げる業務を行なおうとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。」とあります。こういふことは、やはり四十一条にかかりまして、関係大臣と協議しなければならぬというふうになるわけでございます。しかし、これでも申し上げておきますが、こういうことが書かれてなくとも、私どもは当然各省の助力を得なければならぬし、助力を得るには各省に外務省を信頼してもらわなければならぬわけでございますから、外務省が仕事をかき集めて排他的に移住行政を進めるといふようなことをやっておつたら、外務省自体の移住行政がうまくいかぬことは当然でございますので、そんなことにならぬように進めてまいらなければならぬと思っております。

○大平国務大臣 事業団の業務の範囲が第二十一条一項に列記されておりますは、前項第十一号に掲げる業務を行なおうとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。」とあります。こういふことは、やはり四十一条にかかりまして、関係大臣と協議しなければならぬというふうになるわけでございます。しかし、これでも申し上げておきますが、こういうことが書かれてなくとも、私どもは当然各省の助力を得なければならぬし、助力を得るには各省に外務省を信頼してもらわなければならぬわけでございますから、外務省が仕事をかき集めて排他的に移住行政を進めるといふようなことをやっておつたら、外務省自体の移住行政がうまくいかぬことは当然でございますので、そんなことにならぬように進めてまいらなければならぬと思っております。

○樺崎委員 事業団に、そういう関係各省の人、あるいは民間の人でもいいですが、それぞれの専門スタッフを入れるというところは、大賛成です。しかし、入れたからといって、だからすべてがうまくいくというにはならぬと私は思ふのです。なぜならば、それは知識、知識が入るだけで、裏づけというものの、どらも危惧の念を持つわけですから、つまり、制度的に機能的に参加するならばうまくいきましようけれども、単なる個人を入れてうまくいくかどうか、その辺に非常に危惧があるわけですから、それで、私は、農業移住は非常に大きな部門を占めるのだが、農林省としての責任と申しますか、権限と申しますか、そういうものがはけてきているのではないかと、実際問題から言つて非常に心配をするわけですから、機能的に入れたいのですが、知識が入るだけでは、必要ですけれども、それは保障にはならない、このように思ふのです。農林大臣はどのようにお考えになりますか。

○重政国務大臣 先ほど申しました通りに、募集、訓練、選考というふうな仕事は従前通り農林省において行なうことになっております。これはもちろん事業団とも連絡をとり、外務省と

も相談の上でやることでありますが、具体的に申しますれば、農協なり市町村がするような仕事について携わり、知事がこれを監督するなりいたしまして、あるいは負債整理をやるとかいろいろ具体的な仕事があるわけでありますが、そういうふうなものは、やはり農林省の指導監督のもとに地方団体なり農協なりが実際の仕事に当たつていく。そして、送山の、いよいよ移民していくという段取りをして、これを事業団に渡して、それから事業団がそこで渡航費とかあるいは渡航の手続というふうなものをやつて、それから海外に移住する。移住した先では、事業団も、ただいま外務大臣のお話のありましたように、できるだけ技術者、専門家を事業団の中に入れて、営農の指導等を外地においてやつていく、こういう段取りになるのであります。これは従前とあまり変わりがないのじゃないかと思つておるわけであり

ます。

○樺崎委員 そうしますと、いまの農林大臣の御説明によりますと、農林省設置法の第九条の二十でございまして、「農業者の海外移住に關し、その募集、選考及び教育並びに移住地の調査を行なうこと。」これは機能的にも制度的にも完全に生きているんですね。○齋藤(誠)政府委員 補足して私から御説明申し上げたいと思ひます。

ただいま大臣がお話しになりましたように、農業移住者に關しまするいまお述べになりましたような業務は今後も残るわけでございますけれども、従来、海外協会連合会というのが中央にございまして、この海外協会連合会が実務に当たつておつたわけござい

ます。その実務が今度は事業団に吸収されるわけでございます。海外協会連合会に對しましては従来農林省からも助成が行つておつたような関係もありまして、農林大臣、外務大臣の監督下に置かれておつたわけでございますが、その分が今度事業団に移りますので、事業団に對する監督権が今度外務大臣一本になるということでございます。それ以外の分野におきましては、いま農林大臣からお話がありましたように、従来のような農協等の海外移住について、送出までのいろいろの準備をし、指導をしていくわけでございます。これらにつきましては従来同様に監督し指導していく、こういうことに考へておるわけでございます。

○樺崎委員 いま齋藤局長が立たれましたから、ついでにちよつと聞いておきたいのですけれども、あなたは二月二十二日の予算第三分科会で田原委員の質問に答えてこつたことを言つておられます。「私の方も現地の営農指導や何かについては、よく外務省にもそういう注文をいたしておるわけでございます。ただ先生御承知のように、現在の行政はなごさの内と外で分けておりまして、なごさの外につきましては外務省が担当するといふことになつておりますので、われわれの方からもそういうことをよく外務省に申し上げておりますけれども、先生の方からも、外務省に、現地営農指導についても熱を入れるべきであるといふことを一つ言つていただきたいと思います。」あなたのお答えから見ますと、何となく外務省はたよりないから、現地の営農指導その他について十分やつてもらつたように、国会のほうでも外務省に注文

をつけてくれというふうに聞かせるのです、これはどういふお気持ちでございませうか、お答えをされておるのでしよう。

○廣藤(誠)政府委員 いまお読みになりました趣旨のとおりでございます。いま、われわれといたしまして、国内から海外に送出するわけでございまして、営農がうまくいくかというところが、行く者としてはやはり一番関心事でもあります。また、行った先におきましても成功するかしないかの要諦でもあらうというふうに考えるわけでございします。しかし、農林省が直接海外まで出向いていってそこで営農指導をするというわけには、なかなかいまの機構上できないわけでございまして、そこで、行政といたしましては、一応内外に分かれておるわけでございします。今後事業団というものができますれば、特に海外における営農指導についてはこの事業団が強力に指導するということになるというふうに考えるわけでございまして、先ほど大臣からもお話がありましたように、われわれとしては技術者の必要があればこれを派遣して積極的に御協力申し上げ、しかし主体は事業団において行なうというたてまえでありますし、また、それが今後強化されるという目的のために機能が強化されるわけでありますから、そういうことを期待申し上げておる、こういうことでございします。

○楠崎委員 私は分科会におけるところのあなたのお答えのほうが率直で気持ちをおこわしておると思ふのです。外務省は窓口と言っておられますけれども、内容的にも、農林省は法的にも機能

能的にも監督なり指導なりが非常に薄くなつておる。そういう点の御心配がやはりあらわれておると思ふのです。先ほどの農林省の農業移住に対する監督あるいは権限の問題に関連をいたしまして、この事業団法の第二十一条の第二項の「海外移住に關し、相談に応じ、及びあつせんを行なうこと。」これをもう少し説明していただけないでしょうか。と申しますのは、募集なりあるいは選考なり、そういうことばがこの法案にないような気がするのですが、あるのでしょうか。

○高木政府委員 この事業団法案には募集という字はないと思ひます。募集という意味もいろいろ広範に解されておるのでございしますが、ここにおきまして移住の原則といたしましては、海外移住思想を啓発し、そして、国内で自分の腕を十分にふるえないときは外に行つてふるうというふうな人がほとんど出てくるような啓発をし、そして、そういう人がきて自分が行くべきところはどういうところが適しているであろうかというふうなときに相談に應じ、あるいは、そういうふうな人が行けるようなところをできる限りあつせんしていく、もちろん民間でも機会をつくるわけでありますが、政府がやらなければならぬときには政府もお手伝いをする。そして、これは移住審議会の答申にもございしますが、移住者に対する姿勢というところで、移住者が自発的に行くという体制をとるということが根本的な考えになつておられます。しかしながら、事業団は必ずしも募集をやつちやいけないうことはないのであります。たとえ、ブラジルにおきます欧米系の会社

に技術者を送るという場合なんかは、事業団自身が程度募集をしなればできない。それは原則のアドイシヨナルとしてそういうところはやるべきであらうと思ひます。また、農協等が現地の農協とタイアップされて、こういう人を呼び寄せたい、また、こういうところに移住者を入れたいといつて日本の農協と連絡する、こういう場合はまたそういう必要な人を農協が募集するといふことはあり得ると考えております。しかし、国自身が募集するといふことは、一般原則ではなくて、むしろ例外的といふふうに考えるべきであると思つております。

○楠崎委員 国自身が募集なんかするのは例外的であるといふことですか。そうすると、この農林省の設置法はどういうことになつてゐるのでしょうか。

○廣藤(誠)政府委員 現在、農林省の設置法に募集ということが書いてありますけれども、これは、現在におきましても農林省みずから募集するといふわけではないのであります。つまり、そういうことに対する指導監督をいたしておるわけでありまして、いまま外務省からお話がありましたように、農協が向こうに移住青年を送り込むといふような業務を現に行なつておるわけでございします。たとえば農協の中央会が向こうのコチア青年産業組合とタイアップいたしまして、コチア青年を毎年送り出してあります。そういう際には農協が募集主体になつて向こうに送るといふような場合があるわけでありまして、そういうことに對しまして農林省は指導し監督する。あるいは府県の段階におきましても移住の候補地に對しましていろいろ行きたいという人が

おるわけでございします。そういう者に對しまして農協なり市町村なりが勧誘しあるいはそれに必要な送迎のための財産整理なり援助をいたしておるわけでございしますが、そういうことに對して農林省なりあるいは農林省が地方を通じて指導監督しておるといふのが設置法でございします。そういう意味の募集なり選考なり訓練、こういうふうに御了解願ひたいと思ひます。

○楠崎委員 私は農林大臣あるいは廣藤局長の御答弁を聞いてもよくわかりなうです。御本人たちはおわかりになつていらつしやるかもしれませんが、農林省設置法の農林省の募集、選考、教育あるいは調査、あれは残す、しかし事業団もそれを行なうといふのですか。もう少しわかりやすくすばりと申つてもらへませんか。どうもわかりかねる。あいまいな感じがするのです。

○廣藤(誠)政府委員 あるいはことは不十分であつたかと存じますが、今後事業団が移住についてのいろいろの実務行政といふものを行なうわけでございします。その大部分は政府の代行業務的なものがずいぶんあるわけでございまして、具体的には、渡航の手続であるとか、あるいは移住者に対する渡航の旅費・支度金の交付であるとか、あるいは補助金の交付であるとか、あるいは渡航費の貸し付け、渡航前の融資、輸送といふような業務があるわけでございします。これらはすべて事業団が行なうことになるわけです。しかし、行く人間につきまして事業団が最終的にそういういろいろな手続をとりますけれども、行くまでの段階におきましていろいろの移住送出までの業務

があるわけでございします。先ほど例をあげました、たとえば農協が募集いたしました海外に行くという場合におきましても、候補者があがりますれば、それを最終的に事業団にバトンタッチをしまして、事業団の必要な手続を経向こうに参る、こういうことになるわけでございします。先生御承知のように、農業者が向こうに行きたいという希望を持つておられます、實際問題としては、財政の整理があり、負債の整理があり、いろいろな条件がありまして、そこまでにいろいろの準備があるわけでございします。そういうようなことを市町村なり農協なりが現に行なつておるわけでございします。そういういろいろの準備とあわせて農協が送出についての協力をいたし、そして、いよいよ送り出すということになりますれば事業団にバトンタッチをして、そこから、いろいろの手続を受け、あるいは融資を受け、補助金の交付を受けて向こうに参る。向こうに参れば事業団がそこで営農指導の任に当たる。したがって、農林省におきましていまお述べになりましたいろいろの事項につきましては、事業団にバトンタッチするまでのいろいろの業務があるわけであります。農林省はこれらに對しまして指導監督する立場にあるわけでございします。

○楠崎委員 そうすると、いままで農林省設置法によつて農林省が監督でき、あるいは権限があつた、責任があつた、そういう内容はこの事業団ができても全然変わらぬのですか。

○廣藤(誠)政府委員 先ほど申し上げましたように、事業団ができる前におきましては、これは海外協会連合会が

行なつておたつたわけでございます。この海外協会連合会に對しましては外務大臣と農林大臣の監督があつたわけでございます。しかし、これが事業団に吸収されますので、その事業団につきましても、その事業団に運営できるようにということで、今度監督は外務大臣一本になるということにいたしました点が變つてしまつたわけでございますが、それ以外につきましては、今後の事業団の運営の方法と関連するわけでございますので、事業団の運営につきましても、いま申し上げたような線で今後外務省とも協調し協議して具體的にきめてまいりたい、こう思つておるわけでございます。

○榑崎委員 私、とことんまで突き詰めていくとまだどうもその辺があいまいな感じがしてならぬのです。それは今後話し合つてきめるとおっしゃるからさういふことだと思ふのですが、私は、いままでの御答弁を聞きましても、外務大臣と農林大臣の監督の分かれ目というか、さういふものがどうもはつきりしないのです。これは今後話し合つて明確にしていくというものであれば、それを承つて終わらざるを得ないわけでは。

それから、二十九年の七月に行なわれた閣議決定の第六項でございしたか、農業移住の点に触れたあの内容とこの事業団法の関連はどういうふうになつておるのでしょうか。どういふふうにお考えでしょうか。これは農大臣にお考えをお聞かせたい。

○高木政府委員 二十九年の閣議決定は、「日本海外協会連合会及び地方海外協会の法制化については、すみやかにこれが実現を期する。」、こういう

ことになつておるわけでありませう。今度の事業団は、この第六項の実施の意味も一つございませう。従来、日本海外協会連合会というものは純民間団体でございまして、補助金は全額政府が出してゐるものでございませう。職員に對する對策も不徹底でございませう。十分の給与も与へられなかつた。ところが、海外移住というものは優秀な移住者を世話する人が中心になつてくるという意味におきましては、この法制化によつて実務機關の強化ということが重要なこととございませう。今後の事業団はこれを實施への第一歩を踏み出したといふふうに考へていただいて、かつこうだと思ひます。

○榑崎委員 六番目でございしたか、農業移住の点に觸れておるの。特にその問題とこの事業団法の関連はどういふふうにお考えですか。農業移住のことを觸れておるのでしょうか。

○高木政府委員 第一項のことです。第六項と何いひましたが、これは、農業移住の点に觸れてゐるところがあるでせう。

○高木政府委員 ちよつと読んでみまは外務省とする。但し農業移住の募集、選考、訓練及び現地技術調査は、外務、農林両省の所管とする。二、外務省内に移住関係官庁の連絡会を設け、各省の事務の連絡統一を図るものとする。三、農林移住の募集、選考、訓練及び現地技術調査は農林省がこれを担当する。但し、右について農林省は主務官庁たる外務省との協議を必要とし、かつ、連絡会の決定に従ふものとする。これだけでございませう。

○榑崎委員 では、政府の考へとして、この閣議決定は今度の事業団法の中に生かされておるというふうにお考えですか。

○高木政府委員 この趣旨は生かされてゐると考へておる。

○榑崎委員 しかし、いまお読みになつたように、特に募集あるいは選考、訓練、調査さういふ点については、その閣議決定では共管のような形になつてゐますね。事業団と違つていふ。

○高木政府委員 少し御説明を申し上げる必要があると思ひますが、戦後海外へ移住してゐる者は大部分農業移住者となつておる。しかし、これが農村から行つてゐる者と町から行つてゐる者とございませう。たとへば、ボリビアの例を見ますと、五十一名は農村から、つまり農協関係者として移住者が行つておるが、百五十一名の統計でございませう。そのうち五十一名は農村から直接行つておるものでございませう。それから、五十四名は農村以外の都市から農業移住者として行つてゐる。そのうち六名はかつて農業をやつてゐた。それ以外の者が農業をして行つてゐるというふうなこともございませう。それで、農林移住の募集、選考、訓練といふものは、農業者つまり農協関係移住者といふふうにお考えくださるべきならば、今度の機構がはつきりわかるのじやないかと思ひます。町から、かつて農業をやつてゐる者、あるいはいままで農業をやつてゐない者でも、農業移住者として新しい訓練を得、あるいは訓練を得ないで行く場合もございませうが、さういふ人が海外移住啓発宣伝に乗つて自分が行き

たいのだがと言つておいでになる場合、これは事業団がお世話してよろしい。また、炭鉱職業者のごときも農業移住者として行きますが、これは雇用促進事業団等のお世話で三カ月の農業訓練を経て行く。さういふ者は農協とは別のカテゴリーといふふうにお考えくださるべきではないと思ひます。

○榑崎委員 先ほどの質問に返ります。この事業団法に、募集あるいは選考とか、さういふものが抜けておるのではありませんか。さつきの説明ではちよつとわかりかねるんですが。

○高木政府委員 この点は、外務省の設置法も最初からあつせんといふ言葉を使つておられます。あつせん及び啓発は言つておられますが、募集といふことは言つておらないのであります。募集は移住にもあつせんといふことが、根本的の考へは、この移住審議会の答申に、「移住政策の在り方」という章がございまして、その第二項に「援護施設」として、「移住者に対する奨励、海外移住は、国の事業に移住者が応募参加するのではなくて、移住者に対して国が活動の場を紹介し、場合によりこれを造つて与へるものでなければならぬ。海外移住は、移住者が主体性を持つて自らその運命を開拓する行為であつて、國は、移住者の主体性を損わないように留意しつつ、國民の目を開き、云々」と書いてありまして、これはさういふ精神的な問題でございませう。實質的には、移住相談と申しましては、従来募集と言つてゐることは移住相談に含まれる場合もございませう。また、今後、この移住相談、移住啓発は、従来移住募集といふ名前で行つ

ていた以上に活発化せなければいけないと思ひますが、われわれもいたしましては、この募集の趣旨にも従つて、移住者に対する姿勢として、募集といふことは例外的に考へていきたい、さういふふうにお思つておるわけでありませう。

○榑崎委員 くだくだしく聞きますから、いまの点はこのぐらゐにしておきますが、要するに、募集業務などは第二十一条の二に含まれるというわけですか。

○高木政府委員 二十一条に含まれると解釈いたします。

○榑崎委員 事業団も募集をやる、農協も募集をやるということ、いろいろ農協がやつた場合には農林省の監督になりましようが、その辺の責任の所在といふものは非常にばらばらであるやうな感じがしてしまつたが、これはよくよくきつていふからでございます。

それから、地方海協の今後の吸収のしかたと申しますか、さういふ見通しについて大平大臣に伺ひます。

○大平国務大臣 地方海協は獨立した法人でありまして、これらの解散を命じたり事業団に入ることゝ強要したりすることは不適当だと思ひます。これは今後の情勢の展開を見ないといけません。それが、それより前に、この事業団法でさしあたつて根幹的なことは、海協連と移住振興会社を一緒にすること、中央機構を整備することでありませう。地方機構は、いま御指摘のように海外協会等がございませうが、これは、事業団ができてつぱな人を迎えて、この事業団に對する世間的信用と申しますか、さういふものができて、

地方のほうでも事業団の支部になって自分たちも働きたいという自主的な機

遅が出てくれば、これを拒む必要は私はないと思うのでございます。問題は、いまつくろうとしておる事業団をまづすりっぱなものに仕上げるということが第一なんで、さらに進んで、海外協会はかりでなく、農林省、外務省が干渉しなくても、事業団がすりっぱにできまして、こゝは世話をする機能を持つておるのでありますから、十分すりっぱにやるという信用ができますれば、だんだんとその仕事が秩序立ってくると思うのでございまして、問題は、どういう手順でやるかという前に、いませつかく御審議をいただいておる事業団をすりっぱなものにつくり上げるということが私は根本的に大事なことでないかと思う。したがって、それに対して自発的に合体したいという場合には、これを受け入れていくという姿勢でまいりたいと思います。

○**檜崎委員** 大体そういう話し合いは
いま続けられておるのでしょうか。

○**大平国務大臣** 話し合いはまだ進め
ておる段階ではございませんで、若干
の府県の海外協会の方がお見えになっ
て、今度は支部を置くのですか、私た
ちも支部でやったほうがいいと思うと
いう意見を聞いたことはございます。

まだその程度でありまして、とりあえ
ずこの中央機構というものを御審議を
いただいてつくり上げて、これをりっ
ぱに仕上げてつくり、地方のほうの自発的
なお気持ちを開いた上で進めるべきも
のと思います。

○**檜崎委員** 事業団法にも地方にブラ
ンチをつくるということが出されてお
りますが、その考え方と地方海協との

○大平國務大臣　ですから、先ほど申しましたように、これができまして、海外協会のほうでも事業団と一緒にやろうという機運が出てまいりますれば、この法律で言っておるように従たる事務所を置いて支部を置くことができるわけであります。しかし、私の申し上げますのは、これは強制的にやるようなことはしない、あくまで自発的に話し合いでやっていくべきである。また、強制的にやりましても、事業団自体がつまらないものであれば、なかに入ってきてません。したがって、事業団をりつぽなものに仕上げることがやはり当面の大問題だと思えます。

○**檜崎委員** 地方海協は、監督はやはり農林省ですか。

○**高木政府委員** いま予算は都道府県を通じて決定しておりますが、都道府県が監督しておりますが、閣議決定によりまして、外務省が主務官庁となり、関係によりましては農林省も監督する。しかし、実際には県を通じて補助金を流しておりますから、県が窓口となっております監督しておる、こういうふうになっております。

○**楠崎委員** その補助金は外務省も農林省も出しておるのですか。

○**高木政府委員** 先ほどのをちよつと訂正いたしますが、これは外務省の監督で、設立許可は外務省がやっております。予算は外務省と農林省と両方が県を通じて補助いたしております。外務省は人件費と庁費、それから農林省は事務費を補助いたしております。

○**楠崎委員** そすると、地方海協のはうは、主務官庁は外務省、しかし農

林省も監督権がある、こういうことでしようか。そうすると、地方海協が残っている間は、そういう共管と申しますが、そういう外務省と農林省のどちらの監督も受けるというような形が続くわけですね。

○大平国務大臣 役所が監督権限があ

るといふいかめしい議論になりますと、あなたがおっしゃるようになっていくわけです。だから、両方から予算が行っておるといふことになっているのです。そこで、私が先ほど申し上げたのは、事業団をりっぱなものにして、これを秩序立てていくということ。そういふ、どかが監督権限を持つて云々というふうなことであまりエネルギ―を使うのもいかがかと思うわけ

おるわけでございまして、移住行政自体をりつばなものに仕上げる形成の一つの過程にあると思うのでございします。したがって、ここに出した法案ですべて片づくわけではありませんで、いま私が申し上げましたような心組みで鋭意整備を遂げ、秩序化をはかつて

いきなりと思っております。

○**倫勲委員** 農林大臣お急ぎでしよりから、最後にこれだけ質問して、農林大臣お歸りになっていいですが、この移行行政については外務省と農林省とずっと長い間いろいろいざこざがあったということは、もう隠しようなない事実です。そして、今度の事業団法をつくるにあたって、両者で相当お話し合いがあったらうと私は思うので

す。私の手元にいただいておる資料によると、公式的に外務大臣と農林大臣がお話をされて了解点に達したのは、

「一、海外移住事業団の監督は、外務省一本で行なう。二、事業団と別に農業者の海外移住に関し農協等が行なう移住者の募集、選考、訓練の監督は、農林省が行なう。」というこの二月一日の申し合わせ、これが発展してきて、この事業団法を出されておると思うのですけれども、両大臣の申し合せとい

いますか、了解事項といひますか、それはこのほかにありますか、正式に。

○大平国務大臣 両大臣の間では、そのような申し合わせをしまして、それを受けまして両次官の間で、いろいろ、協力するにはどのようにやっていくかという了解をつけたことはございます。

○橋崎委員 私は、いま初めてこの事業団法について質問しておるわけですが、

が、次官の間に具体的に細部にわたって申し合わせをいろいろされておるとすれば、その資料はこの委員会に出されたのでしょうか。

○野田委員長　ほとんど全部出しております。

○橋崎委員　それは私は見ませんでし

たが、要するに、農林大臣がお歸りになるから、特に危惧を率直に言っておきたいと思うのです。先ほどから言っておりますように、海外移住については農業従事者が非常に多いわけです。まあ、大平外務大臣のお話によると、非常に謙虚に話し合っていくということでございますけれども、やっぱり、先ほどから申しておりますように、制度的にあるいは機能的にそれが保障さ

れないと、なかなか安心できないのではなからうか。これは将来を見てみないとわかりませんが、農林大臣、これはもう必ず欠陥が出てくると私は思う。重政大臣のときにこういう取りきめが行なわれてあきまいったというやうなことが今後起きてくるような危惧を私は捨て切れないうけです。まあ大平外務大臣も非常に謙遜に關係各省と十分話し合つていくということでありますから、今後とも農林大臣は遠慮せずにはば注文をつけられて、この海外移住者、特に農業移住者の点についてはめんどろを見てもらいたい。このように農林大臣には御要望申し上げておきます。

あと事務的な点は局長でけっこうです。

○野田委員長 田邊國男君。

○田邊(國)委員 大臣の時間も非常に少ないそうでございますから、私は、二の問題につきまして外務大臣と

農林大臣のお答えを願いたいと思います。

この海外移住事業団法案を拝見いたしますと、農業移民についての農林省の役割、やるべき仕事は、どの条文に書いてあるのか、まことに不明確に思われます。この点につきまして、まず、農業移民の問題についてはどの条文でこれを処理するものか、その点を伺いたいと思います。

○農林(蔵)政府委員 事業団法に書いてあります業務の内容につきましては、事業団みずから行なうこととございまして、農林省所掌事務として、この事業団以前の段階におきまして、いろいろの業務についての指導なり監督なりを行なうことが主になります。したがって、事業団法の中に書いてあります具体的な事業項目について、これは農林省が所掌するということではないわけでございます。

○田邊(國)委員 私は、移住行政というものは外交であるとしても、それはその一部にすぎない、かように考えます。そして、農業者が農業を確立するかどうかというところは、すなわち実地行政の面が非常に大きいわけでございます。そこで、私は、外務省がこれを全面的に把握していく、こういうようなことについては非常に疑問がある。特に、海外についてはすべてこれを外務省の行政という考え方は、これはもう実態に即しておられない、かように考えます。それは、先般のドミニカの農業移民の失敗を見ましても、これは明らかにその一つの証左である、かように考えるわけです。移住地の調査とか、農業移住者の経営、それからまた、出ていく農民の家財の整理、管

理、こういうような面については、実態的には私は農林行政の一部門であると思うわけです。ですから、この海外事業団法の内容を見ますと、どうも実態に即しておられないと思う。たとえば、先ほど指摘委員からも御指摘がありましたけれども、この法の四十一条の一項については大蔵大臣と協議をすることになっていて、他の担当大臣との協議は四十一条の二項に規定してありますが、この二項の規定というものを調べてまいりますと、非常に抽象的な文字になっておる。もう少し農業移住について農林大臣と実際に協議をする規定をここに設けるべきだ、私はかように考えます。その点はいかがでございますか。

○重政(國)大臣 ただいまの田邊さんの御意見と私も非常に同感の点があります。移住行政というものの現段階におきましては、農業移民が多いのでありまして、農業の営農その他の実態に關しましては農林省の關係するところが多分多いと思っております。そこで、今回のこの法案についても、いままで質疑応答をいたしまして明らかになっておりますと、簡単に言え、農家が移住をする場合における農村のいろいろな財産の整理であるとか、いろいろな農村自体における問題及びその農家自身の問題等は、これは農林省の指導監督のもとに府県、市町村、農協というようなものによってまいります。こういうことになっておるのであります。この点は私は従来やっておりますことと大なる差はないと思っております。

それから、海外へ移住してからの問題は、この事業団自身がもう少し農業技術その他營農についての専門家を中に入れて、そうして海外でこの營農の指導その他のことをやってもらわなければならぬ。そういう問題について、基本的な問題は、先ほど来お話のありますとおり、これは、外務、農林両省において協議をいたし、そうして、方針をきめて事業団におろして、事業団でやってもらい、こういうことになるのではないかと私は思っております。この海外移住を振興いたしますためには、やはり、送出をいたしました移民自体が海外において十分なる農業の経営をやつて非常に生活も安定しておるといふようなことが非常に必要であると考えます。それが今度その次に出る農民にはね返つてくるわけでありまして、そこで、私も農林省のほうにいたしまして、海外における營農指導は、これはもちろん現在でもそうでありまして、今度は事業団がやることになりまして、そういうような状態の調査とか、なにかいふようなことは農林省においても十分関心を持ってやりたい、こういうのでありますから、私はそれほど御心配になることはないと思つておつて、どうも核心に觸れておらぬような感じがするわけだと申します。

○田邊(國)委員 私は大臣のお話を聞いておつても、核心に觸れておらぬような感じがするわけだと申します。すなわち、何か農林次官と外務次官との申し合せ事項がある。それで、そのもとでは、やはりいろいろと意見が出まされた。なせそういう問題がいろいろ物議をかもしたかというところは、この事業団法というものができるときに、内容があまりよくないものでは困るのだ、農業移民の場合にはどういふやうに農林省がその所管を承るか、その責

任の分担、責任の所在を明確にするために、海外移住事業団法案の中にはつきりというものを法文化してもらいたいという声がある。農林次官と外務次官との申し合せ事項になったのだと私は考えております。その申し合せ事項の中に、「農林大臣が海外移住事業団の業務に關し、海外農業移住に關する情報資料等の提供を直接事業団に對し求めることは、妨げないものとする。」とある。これは、妨げないものとする。それから、もう一つは、「外務省は、海外移住事業団に關する予算のうち海外農業移住事業に關するものにつき、概算要求の作成をする場合、農林省と協議するものとする。」とあり、これは大事な事項が入つております。こういうものがなぜこの法案の中に織り込まれたのか、織り込むことは非常に困るのだというその理由を私はお聞きしたいのです。われわれの考えとすれば、こういう大事な取り決めをこういう事業団法の中にどうして明記しておかないのだ、それが今後のいろいろの議論をかもし出す原因になる、そうしてまた、農林省の所管と外務省の所管で非常な混乱を來す、ひいてはこれが事業団の運営に非常な阻害を來す、こういう懸念が非常にあるわけですから、この懸念をいまだのうちに十分委員会の要望をいれてこの法案を改正する用意があるかどうか、その点を伺いたい。

○大平(國)大臣 この法案は、農業移民ばかりではなく、移住者という表現で全部一括しておるわけです。あなた御指摘のように、農業移民について

特別の規定を設けるといふことにいたしますと、その他の移民のカテゴリーにつきましても、それぞれの大臣と協議することになるわけでございます。もとより、この事業団の基本方針につきましては協議しなければならぬことに相なつておるわけでございます。そこに両次官が申し合はせをしておる事項ばかりではなく、全体の基本方針につきまして十分協議を遂げることは当然のこととございまして、この法案の作業につきましても御指摘のやうなことが問題にならなかつたゆえんのもの、お互いの間にそういう信頼があるからだと私は思つてございまして、要は、農林省と外務省が、言つてころの百年戦争なんていうものをいつまでも繰り返しておることは不幸なこととございまして、したがって、私は重政さんと話をいたしました、お互いにこころは信頼し合つてやろやらないかというお話し合いでまともな上げたわけなんでございまして、権限争議というのは古くして新しい問題でございまして、けれども、このことに一ぺん終止符を打つようにやろやないかという気合いでかかつたものでございまして、私どもの意中はおくみとりいただきたいと思つております。

○田邊(國)委員 私は外務大臣の意中はわかりません。わかりましたけれども、しかし、もう少し百尺竿頭一步を進めて、この条文の中に、そういうやうな百年戦争という、大臣がおつちやつたやうな問題の根柢を一掃する意味においても、もう少し具体的に書き込まれることが、長年の懸念を一掃するに大いに役立つではないか、かように考えるわけです。私どもは委員会としてこ

第一類第四号(附屬の一) 外務委員会農林水産委員会連合審査会議録第一号

の点について大いに修正をお願いする意向が十分あると思いますが、そういう場合について、外務、農林両大臣は、この法案について修正するなり附帯決議をしてもよろしいという御意思はおありになりますか。

○大平国務大臣 この法案は政府がきめまして国会に提案いたしましたので、あなたの方の手中にあるわけではございません、私の手の届くところではございません。

○野田委員長 受田新吉君。

○受田委員 農林大臣は、今度のこの法案の立案にあたって、外務大臣といろいろと御相談をされ、全権を外務大臣に委譲される決意を話し合ひで決定されておることをわれわれ何ておるのでございませう。

そこで、あなたの御所管に関するところで一つただしておきたいことがあるのです。それは、農業移民といふことは非常に力を入れておられておるが、農業移民といふことについてはどういふことを考えておられるのですか。このことをひとつ伺いたいと思ひます。

○重政国務大臣 漁業者で希望者がありますれば、もちろん農業移民と同様にございせんはいたしたい、こういうふうにご考慮をしております。御承知のように、漁業のほうは、多くは遠洋漁業をやっているいは基地の漁業をやるといふのがいままでの実際の状況でありまして、向こうへ移民をして漁業をやるといふケースは、いままです御承知のとおり少ないわけでありまして、希望があまりなれば、これはもちろん同様にあつせんをいたしたいと考えております。

○受田委員 漁業移民の実績をお示ください。

○齋藤(議)政府委員 ただいま農林大臣からお話がありましたように、漁業移民としての実績はほとんどございせん。先般ドミニカに数戸出たのですが、それからあとは技術者として行っているような例がございませう。正確な数字はいまここに持ち合わせておりません。

○受田委員 この漁業移民についてはまた後ほどあなたを除く方々にお尋ねをさせていただきますが、これは、四面海をめぐらす日本として、また、ベールのごときは、世界的な大漁業国たんとするときに日本の漁業移民をたいへん期待しておる。先般もハワイで約三十名の漁業移民の要請をされたことがあつたわけですが、なかなか実際にこの募集について日本は手をやいておるといふ実情を私何ておるわけですか。そういうことを考えたときに、農林大臣としては、農業、漁業はやはり両方とも大事なことで、特に、日本の漁民は生活苦にあつて、沿岸漁業などは全く悲惨な状況と云つていい現段階において、その技術というものを十分生かして海外に雄飛するといふ、そういう道を開くために、国策として漁業移民を大いに重視するといふ考え方をもちたいと思ひます。

そこで、もう一つ、この法案につながらる問題として、全国開拓農業協同組合連合会、これに関する規定はこのどこにもないわけですが、現に海外移住振興並びに海外協会連合会などとも三つの最も大きな移住貢献の事業をしておる機関でありますね。

これはこの法案のどこにも姿を見えていないのですけれども、この全拓連の募集業務に必要な経費といったものは一体だれがめんどうを見ることになるわけがございませうか。

○齋藤(議)政府委員 御指摘の全国開拓農業協同組合連合会におきましては、先進地の視察であるとか、あるいは国内における移住のいろいろの講習やなんかをいたしておられます。これらの経費につきましては農林省から助成をいたしておられます。

○受田委員 その経費の基準なんというものは一体どうなるのですか。この法案の中にはどこにもない関係で、あいまいもことなる危険はないかどうか。

○齋藤(議)政府委員 これは農協組織としてやっているものでございまして、事業団とは直接業務としては関連のないものでございませう。したがつて、農協あるいは府県に対する助成につきましても、この法案と関係なしに予算として計上している、こういうこととてございませう。

○受田委員 農林大臣、あなたの従来の御所管についてちよんとお聞き取り願つて下され。はつきりしておかなければならない問題が幾つもひそんでおるのです。あなたは、これを外務大臣におまかせするまではあなたが責任を負わなければならない。一たび外務大臣の所管になつてくると外務大臣が全責任を持たれていなければならない。これは、この法案についてあなたは重大な責任を持つており、二人の大臣として全く対等の立場であつて、あなたが下で大平さんが上というふうな上下の関係がないのですから、この移住事業

団法が成立するまでは、あなたは農林省所管であつた問題について十分納得いかせるところの説明もやつていかなければならない。逃げ腰でちよとちよとされておつたのでは、農林省としてもう敗北を喫して怨々として歸つていくという状態にしか見えません。

○野田委員長 榑崎弥之助君。

○榑崎委員 それでは、あと二、三でございませうが、地方の農協その他の民間団体が今後ともいろいろ移住事業をやつていくことにならうかと思ひますが、そういう団体と事業団の今後の関係をどういふふうにお考えでしようか。

○大平国務大臣 今朝も外務委員会では参考人の御意見を私も拝聴しまして大いに感銘を受けたわけがございませう。私自身も拝聴したわけですが、要するに、移住政策といふのは国全体が移住マインドになるといひますか、そういう雰囲気をつくらなければいけなかつたといふこと、みんながそういう気持ちになつて、政府が心配しなかつても、これが自発・自転していくようになることが非常に理想なんではございませう。そういう場合には、政府が民間でできないインフォメーションをできるだけの確に差し上げるとか、政府はサービスに専念すればいいわけがございませう。それが理想の姿だと思ひます。

○榑崎委員 長くなりましたから、こまかい点は省きたいと思ひますが、先ほどから田邊委員からも御指摘のあつた点は、私もどうしても非常に共感するところが多いわけですが、私も先ほどから言つておりますように、運営にブレインを入れても、それはすべてではないといふことです。やはりそこに法

い御指摘のように、それでは各民間にありますが移住を担当されておる団体等についてどう考えるかといふこととてございませうが、理想を言えば、そればかりでなく、国民一人一人がそういう気持ちになつてもらうことが大事でございませう。したがつて、移住を担当しておるいろいろな団体の協力を求めているのは当然のこととてございませうし、政府も両手をあげてそういう方々の活発な活動を助成していくように配慮してまいるのが当然と思ひます。ございまして、移住事業は連合体といふことも事業団で全部独占的にやるのだといふような考えは全然持つておりませう。そういうことは移住行政は進まぬと思ひます。

○榑崎委員 そうすると、そういう農協や民間団体などの行なう移住事業については、事業団としてもこれに大いに協力をし、支援をしていくといふお考えだと思ひます。

そこで、いま一つ、先ほどから問題になつておるのですが、四十一條の二項に「関係各大臣に協議しなければならぬ」と書いてありますが、これを何か制度的なものをお考えでしようか。協議機関と申しますか、そういう構想をお持ちでしようか。

○高木政府委員 関係各省連絡協議会を考へておるのであります。

○榑崎委員 長くなりましたから、こまかい点は省きたいと思ひますが、先ほどから田邊委員からも御指摘のあつた点は、私もどうしても非常に共感するところが多いわけですが、私も先ほどから言つておりますように、運営にブレインを入れても、それはすべてではないといふことです。やはりそこに法

的なあるいは機能的な保障がないとう
まういかぬのではないか。そこで、私
は、特にこの海外移住については農
業移住が非常に大きなウエートを占め
ておるから、その農業移住者の世話を
よく、ほんとうにかゆいとこころに手の
届くという配慮をするというのには、や
はり農林省だと思ふのです。だから、
そういう点について、もう少し、農林
省の責任なり指導なり、そういうもの
の法的な裏づけがここにあらわれてこ
ないと万全を期し得ないのではなか
うか、このように思ふわけです。こ
れは、いろいろそういう点について修
正なりあるいは附帯決議というものは
委員会でも今後話が進められていくと思
いますけれども、私は、いまの事業団
の構想では、今後いろいろいままでも
同じような問題がやはり起こってくる
のではなからうか、むしろいままでも
よりもよけい起こる場面も出てくるの
ではなからうか、こういう気がするの
です。それは、幾ら大平大臣と重政大
臣が話し合われておつても、あなた方
ずつと大臣をやられるかどうか知りま
せんが、やはり法的な裏づけがない
と、それは保障がないわけです。だか
ら、私は、そういう点については十分
この委員会の意見を聞かれて万全を期
していつてもいい、このように要
望いたしまして、終わりたいと思ひま
す。

○野田委員長 東海林君から関連質
問の要望がありますから、これを許し
ます。東海林君。

○東海林委員 ただいま輪崎委員の質
問したことに関連しまして、一点だけ
お伺いしたいのですが、四十一條の二
項で、事業団の事業について外務大臣

が認可をする場合には農林大臣に協議
をする、こういうことになっておるわ
けです。そこで、具体的に伺いたい
のですが、移住者が移住地に参りまし
て実際に農業経営をやる場合に、もちろ
ん、先ほどのお答えによりまして、事
業団でも技術者等も入れてその指導に
当たるということになるわけですが、
それに対して、事業団の行なうという
経営指導について、役所の立場でこ
れを監督なり指導をするという場合
に、今後は外務省自身が直接そういう
営業指導というものを行なうように一
応考えられるのですが、その場合に
は、外務省においてやはりそういう専
門の技術者を今後ちゃんと現地にやつ
てそういうことをやるようにするの
か、それとも、農林省にそういう仕事
を委託してやるようにするのか、もし
かりに農林省にそういうことを委託し
てやつていただくというような場合に
は、その責任関係はどういうことにな
るのか、そういうような点を明確にし
ていただきたいと思ひます。

○高木政府委員 海外におきます日本
移住者の営業指導は、法的には相手の
政府の農林省関係の権限でございま
す。しかし、これは十分ではございま
せんので、われわれ日本側でもできる限
りこれを補つていくわけではございま
す。それで、これにつきましては、民
間の団体、たとえば現地の日系農業団
体、こういうものも相当農業経験がご
ざいまして協力してくれまして、しか
しながら、こういうものでも足りない
ところ、政府も手を貸さなければいかぬ
ところ、これは、この事業団の在外支部が
手伝いをするわけではございまして、その
場合、この事業団にそういうような
営業の経験のある人を入れておく、そ
してこの事業団が責任を持ってやつて
いくというところでございまして、こうい
うような問題につきましては、大きい根
本問題につきましまして、毎年初めに関
係各省寄りました基本方針をきめまし
て、これを事業団に授けますなれば、
あとは事業団が自主的にやつていく。
しかしながら、たとえばミカンの栽培
の特別な専門家を送つてほしいとい
うようなときには、事業団にはそういう
人がない場合には、農林省にまたお願
いして送つてもらふ、あるいは牧畜関
係の専門家とか、場合によれば衛生関
係の専門家、こういう者で関係各省の
協力を仰がなければならぬことがある
と思ひます。これは、事業団のほうか
ら要望せられて、外務省を通じて関係
各省に協力を願ひするということに
なつております。

○東海林委員 いや、そこまではわか
るのです。第二十一条によつて、事
業について外務大臣が認可をする。第
二十三條の基本方針で認可する。しか
し、そういう事業なりあるいは基本方
針について認可したものを、事業団が
そのとおりに実施しているかどうかとい
うことを、役所の立場で一体どうい
うふうに監督するのか、そのことを聞
いてゐるのです。移住者に技術指導を
する第一的なものは事業団にあると
いうこと、また、そのために技術者を
置くということ、また、さっきの説明で
わかつてゐる。そこを聞いてゐるのじゃ
ない、その上に立つて事業団が皆
さんが認可した方針どおりやつてゐ
るかどうかということ、一体それがそ
れを監督指導するのか、端的に言へば、
一体そういうことをする能力があるの
か、したがつてそういうような人間を
新たに外務省に置くことにするのか、
あるいは外務省ができなくて農林省に
頼むとして、実際に問題が起きたとき
には責任はどうなるのか、その点を明
らかにしてほしいということです。

○大平国務大臣 当然一切の責任は外
務大臣が負うわけではございまして、御指
摘のように、外務省にそういう能力は
ありません。したがつて、各省の
協力を得まして実際の仕事の監督の充
実を期さなければいかぬと思ひます
が、あつて責任は外務大臣にございま
す。

○東海林委員 いまの点を確認したい
のですが、そうすると、実際に人なし
に指導監督はできませんから、そうい
う実務については、各省といひます
か、農業移住については農林省にお願
いする、しかし、責任は外務大臣が負
う、こういうことでございすね。で
はわかりました。

○野田委員長 受田新吉君。

○受田委員 簡単に要を得た質問をい
たしますから、簡明にお答え願ひたい。
今度の法案でまづ先に問題にされる
ことは事業団の機構でございまして、
この機構の中で、役員及び職員という
規定があるわけですね。その中で、理事
長一人、理事四名及び監事二人、ほかに
非常勤の理事四名を置く、こうなつて
いるわけですが、この役員の陣容とい
うものはやはり事業団の頭脳でござい
ますからよほど大事な問題だと思ひ
てございまして、非常勤の理事四名
というものは一体給料を払うのですか
払わないのですか。

○高木政府委員 月給は払わないので
すが、四人分で現在の予定で、――ま

だ正式にきまつておりませんが、大蔵
省との折衝もございまして、大体四人
で月八万円ですから、一人二万円の謝
金を出すことを考えております。月給
ではなく、謝金であります。

○受田委員 その非常勤理事は、政府
職員であつてもいいし、地方公共団体
の職員であつてもいいわけですね。

○高木政府委員 非常勤理事も役員で
ございまして、それはできません。
政府職員はいけなないのであります。

○受田委員 この規定の中にこういう
ことが書いてあります。「次の各号の一
に該当する者は、役員となることがで
きない。」そこはわかるのです。そこ
はわかるのですが、その次に、職員の中
の非常勤の者を除くといひます。
この規定はどういうことでございす
か。非常勤の者はやつてもいいとい
うことですか。

○高木政府委員 政府または地方公共
団体の職員でも、非常勤の職員でなけれ
ばよろしいということではございす。

○受田委員 そうすると、この非常勤
の職員は理事になれる、政府職員で
あつても理事にもなれる、監事も同様
に考えられる、こういうことになるわ
けですね。

○高木政府委員 さうでございま
す。

○受田委員 政府職員である以上は、
政府職員も非常勤でまたこちらの方も
兼ねられる、こういうことはやはり業
務遂行を混淆することになりません
か。

○高木政府委員 さつき申しましたの
は、監事は役員でございまして、非
常勤の政府または地方公共団体職員で

なければ監事にはなれないというつもりでお答えしたのですが……。

○受田委員 非常勤政府職員といえどもこういう政府出資の機関に役員として乗り込むということになるならば、政府の非常勤職員をおやめになる必要はないですか。

○高木政府委員 非常勤の場合にはやめなくてもいいと考えます。

○受田委員 非常勤職員に指定された人がこの事業団の正規の役員になるというには問題がありはしませんか。

○高木政府委員 この規定はほかの事業団と同じ規定を同じようにやっておるのでございますが……。

○受田委員 ほかの事業団と同じにするというのですが、これは事業団法が審査されるときいつも問題になってきておるところなので、このあたりでもう政府職員である者は常勤であろうと非常勤であろうと役員にはなれないとはつきりずばりとやっておかないと、非常勤政府職員というものがこちらの理事を兼ねて、またそこに災いを起こす危険があると私は思うのです。つきりしたものにしてみたい。

それから、役員の兼職禁止規定が第十四条に書いてあるのですが、外務大臣が承認さえすれば、みずから営利を目的とする団体の役員になったり、営利事業をやってもいいことになる。外務大臣、あなたが承認することで理事がもうけ仕事をしてもいいことになるのです。これはどういふふうにお考えになりますか。

○大平国務大臣 これは、おそらく、各政府機関の立法にあたりまして、一つのひな形と申しますか、そういう原

形に沿って立法されたものと私は考えております。ただ、受田さんがおっしゃる通りに、この事業団の事業は大事でございまして、それに支障があるというふうなことになるまいとたいへんでございまして、万一そういう認可申請がございしますならば、事業団本位に慎重にやるべきものと思っております。

○受田委員 これは、外務大臣の承認を受けるという規定を置くことによつて、みずから営利事業をやつてもいい、また営利を目的とする団体の役員になつてもいいという非常に寛大な規定がここに生きてきているわけで、大臣の御意思もあるわけでございまして、これはつきりしたものにしたいなだきたい。こういった国民の税金でまかなわれる事業団の役員として、しかも高給をはむわけでしよ。この間にお尋ねした俸給表を資料として出していただきましたが、やはり二十何万円というお金を理事長にお出しになるのもしょうし、あなたよりも高い月給の人があなたの任命し監督する理事長になるわけですから、たいへんなことですよ。それからまた、理事にいたしましても専務理事にいたしましても、これは二十一万とか二十万とか、こういう金額になつて、単に理事でも十七万といふふうになつて、こういうところを見ると、国務大臣の給与より高い者があなたの今度支配下に属される事業団の役員になるわけですか。こういうことも考へて、それだけ高給をはんでさらに別に営利事業に關係してくれたいへんなことですから、これは、ずばりとこのただし書き規定を削除して、専断して、この事業団の業務に精

励してもらいたいと私は思うわけですね。大臣、修正を政府自身がされてもいいし、国会側から出していいと思つたものでございまして、ここはつきりしたものにしないと、すごいもうけ仕事をする理事ができることになる。

もう一つ、代表権の制限の問題が十五条にあるのですが、「事業団と理事長との利益が相反する事項について」は「云々とありますが、そのときは監事が事業団を代表する。理事長は代表権を持たない」とある。ここに利害相反する事項というのはどういふ場合ですか。

○高木政府委員 これは、いま具體的に考へておりませんが、實際そういう場合を法的に考へて、その保護のためにこういう規定があるのだからございまして。

○受田委員 そういう場合といふことは、役員がその職務に反して適切でないときには役員を解任することができ規定があるのです。解任規定があるのです。役員が正しくなくて事業団のはうが正しくないというよりなことはあり得ることですから、この役員の解任規定がある以上は、代表権の制限規定は要らない。そういう不届きな理事長がおれば処分してしまえばいいのですから。

○高木政府委員 この点は、不届きとかそういう問題ではなくて、この事業団と理事長の立場が衝突する場合に、その代表権をなくする規定でございまして。不届きという意味では毛頭ないのではありません。

○受田委員 そういう場合といふのは、事業団のはうが本質であつて、理

事長が反本質でございましてから、問題はありませんかと思つたのですけれどもね。

○高木政府委員 一般的にこういうようなことではないと思つたのですが、万一あつた場合の保護のためにこの規定があるのだからございまして。

○受田委員 おかしいですね。万一あるという場合といふのは、どういふ場合に利害が反するのですか。つまり、事業団に相反した理事長が運営をしよ、こういう場合には、その点では、前の役員の解任事項で、職務上の義務違反があるとき、あるいは役員たるに適用しないという事項で処分すればいいわけですからね。この点はつきりしているのです。また、理事長は外務大臣が任命するわけですから、外務大臣が解任すればいいわけですか。そういう不届きな人間が理事長になつた場合に、これは、外務大臣、あなたの権限に属するわけでございまして、そういう理事長を適当に処分することは、これは第十三条の規定でできるのじゃありませんか。

○大平国務大臣 事案によりまして、直ちにそれを解任する必要があるかどうかという問題の領域におきまして、代表権行使をさすことが適当でないというケースのものなのだろうと思つたのです。あなたのおっしゃる通りに、利害の衝突が起つたら、もうすぐそれは解任事由になるのだというふうにきめてかかるのも、いささか性急な気がしますかと思つたのです。

○受田委員 解任するほどには至らないがけしからぬ理事長であるといふので、しばらく代表権を持たせぬ、そういう意味ですか、局長さん。

○高木政府委員 これは法律的规定であらゆる場合を考へておられるわけですね。そして、かりに想像いたしましたら、この事業団の理事長には非常に有能な人を得なければいけないというので、たとへば船会社の社長、この人が一番適当であるといふことで、かりにこの方を理事長にしたとします。この場合、役員よりはこういう人のほうがいいという場合には、大臣がそれが必要であると思へばこれを理事長にできる。営利事業に従事してはならぬという点は除外されるわけですが、そういう場合に、その船会社と移住船の關係で、補助とか何かそういうことをしなければいかぬということが起つた場合には、理事長は同時に船会社の利益を受ける立場に立つて判断できないですから、その場合には理事長は代表権がなくならないということがあると思つたのです。これは私はかりに想像したところでございまして。法律規定は、あらゆる場合を考へて、国に迷惑をかけた事業団に迷惑をかけないための規定でございまして。

○受田委員 代表権を持たないような理事長が存在するといふことは、これはまことに残念な話でして、そういう事業団であれば、これはつづれたも同じことなんです。そういう理事長は処分してしまふべきよい。いまの問題はかりに想像したといふことで、無用の長物でも必要であるといふお説でございまして、この問題は一応おきます。

さらに、ここで問題にしたいことは、移住業務を担当する今度の新しい職員の特遇というものは、これは外務大臣がおきめになるわけなのでございまして、この役員、職員の処遇、これ

は一体どういふ形のものにしようとするか。従来の海協連、移住振興は待遇がばらばらです。それから、新規採用というものをほとんどやっておりません。古い人が残って、新鮮な気風というものがこころい機構にいない。この新しい事業団ができた機会に、新規採用ということもどんどんやり、正当な選考方式をとって清新はつらつたる人事をやる、こういう形で給与体系というものも新しいものが打ち立てられておると思うのでございますが、それについてお示しを願いたいと思います。

○高木政府委員 この事業団ができて、現在の海外協会連合会の非常な給与の低い待遇の悪い状況は改善されます。大体他の事業団職員と同列にまで地位は向上されるのであります。なお、現在の海外協会連合会、移住会社を一つにいたして、現在の人員では仕事が多過ぎておるところがありますから、一割削減するのであります。実際上は、それ以上に、無能な者はいまま相当処分の手配をいたしておきます。したがって、予算上の人員の削減以上の人を減らすこととなります。その分だけは清新はつらつな人が今後入ってくるように、その場合に将来情実とかで無能の人が入らないように、十分われわれは心がけていきたいと思っております。

○受田委員 給与は、公務員の給与であるいは公団、公庫等の給与、いずれの給与体系を採用されるわけでございますか。

○高木政府委員 他の事業団並みでありまして、公務員よりは少し上の待遇だということに了解しております。

○受田委員 この事業団の職員は、刑法の規定等においては他の公務に従事する者と同等の処分をされることになつておる。非常にきびしい規定があるわけですね。この法案にちゃんと書いてあります。したがって、公務の性格、公務員とは同じ責任を負わされておる。一般の公務員の給与体系よりはさらに上位のもので体系づけたいというのですが、勤務年数等に即応した新体系をすでに用意されておりますかどうか。

○高木政府委員 諸般の準備はやつております。まだ事業団法を通していただけなければいけません。準備はやつております。

○受田委員 事業団法が通ると同時に職員は即時にその新しい体系に入るわけですね。事業団法が通つてそれから給与体系をばつばつきめるということじゃいけない。法律が施行されると同時に職員の新しい給与体系も発動されるような準備がされていなければならぬ。この法案の審査の過程において、われわれに対しても、こういう形で給与を出そうと思うというのが同時に準備されていなければならぬ。法律ができて何カ月かたつてやるのではなくて、即座に給与を払わなければならぬわけですね。職員の給与もきつとできていなければならぬ。いまから準備するということはいへん怠慢であると思はれます。お答え願います。

○高木政府委員 先に申しましたように、給与は大体他の事業団職員と同列でございますが、給与表はまだつくつておりません。仮払いでさしたつては支給していきませんが、これは技術協

力事業団の場合も同じでございます。われわれはできるだけ準備を急いでおります。

○受田委員 さらに、この法案で一つ大事な問題として考えていかなければならぬことは、移住そのものを目的としてあちらへ行つて役に立つ人を送るということでございます。いまの段階で政府は雇用関係の移住者、集団関係の移住者、技術移住者というようにいろいろの用意をされておるのですが、その現実の移住者の性格、今後のねらいというものはどういふところにあるかの、両面にわたる御答弁を願います。

○高木政府委員 ちょっと御質問の正確な意味がわからないのですが……

○受田委員 もう一ぺんします。こういうことなんです。移住者の置かれてある立場が、集団的な農業移住者あるいは雇用移住者、技術移住者、こういうような形のもので、現在どういふ比率になつており、将来はこれをどういふ方向に持つていくかとするかという、移住政策上の問題をお尋ねしておるわけですね。

○高木政府委員 従来一番数が多かったのは呼び寄せによる雇用移住者であります。しかし、近年になりまして数がふえてまいりましたのが計画的な集団移住であります。これは特にパラグアイとかボリビアあるいはブラジルにおきましては計画移住がだんだんふえております。それから、技術移住は最近二、三年前から始まりましたが、これも非常に勢いでこの率は上がつております。われわれとしては、どの種類の移住者に力を入れなければいかぬということではなくて、あらゆる

可能な形における移住の可能性を推進していきたい、こういうふうに思つておる次第であります。

○受田委員 現に、南米等におきましては、いわゆる雇用移住者という、コロノと言われる人々の独立ということが非常に問題にされているのですが、この雇用移住者の中で独立している者が何人おるか、その生活実態はどうなつておるか、それが助成・指導はどうしておるか、これをひとつお答え願います。

○高木政府委員 この数字を正確なことを申し上げるのは非常にむずかしい問題でございますが、農業のコロノ移住者の場合には、この独立をできるだけの促進するためのコロノ融資というものをやつております。独立のために土地を買ふとかあるいはその他の費用のために約五十万円の現地における融資をやつております。しかしながら、これは、あまり急ぎ過ぎて失敗をさしてはいけません。十分現地の事情を身につけなければいけないということ、たとえば、サンパウロのコチア等では、日本の移住者コロノは、二、三年で独立したいというのを、四年までやらなければいけないということでしたが、最近では、日本の移住者のそういう事情を考へて、四年を三年にし、あるいは一年、二年くらい働いて、あとは分益である土地の経営をまかされ、半分は雇い主、半分は自分がもちろむというふうな特殊な形態をやるとか、だんだん日本の移住者の希望をいれた独立方法として現地の移住受け入れ者も受け入れられるという形になりつつございますが、これはちょっと数字にしてどれだけが

独立しているかということとはなかなかむずかしい問題だと思ひます。

○受田委員 それでは、大臣として考えていただきたいことは、いま質問していることに関連するのですが、技術進出、あなたの御所管の中に海外技術協力事業団というものがもう一つあるわけですね。これとのタイアップによって海外における技術進出をどういふふうなウエイトで考えておられるか。農業移民と技術移民、こういうふうなところでその間のバランスもつていかなければならぬ。それから、この移住事業団と海外技術協力事業団というものを二つをどう結んでいくかということを一言お伺ひして、あなたに対する質問を終わらしていただきます。

○大平国務大臣 その点につきまして、この前の外務委員会でも御説明申し上げたのでございますが、技術協力は、大きく言つていわゆる経済協力の分野の問題でございます。移住政策のカテゴリーのものではないと思ひます。つまり、貿易の形態が戦後変わつてきておるということ、それから、世界的に経済協力ということが国際的な協力分野で非常に伸びてきたという段階に処して、わが国としての技術協力、低開発国に対する技術協力を進めてまいるということ、そして、その結果としてわが国の貿易の将来の市場開拓ということも寄与をいたします。同時に世界の平和にもお役立てし、ましようということでございます。このことは移住政策とは全然別個なカテゴリーに属するものと考えております。ただ、受田さんが御指摘のよう、最近の移住形態を見ておられますと、技術移民的な性格を持ったものが

出てきておりますし、また、その傾向は今後もふえてくるものと思うのでございます。しかし、国が一定の計画を立てましてこれだけの移民目標はひとつ完遂せねばならぬというふうには私は考えておりません。なぜならば、先ほど移住政策の基本について御答弁申し上げましたように、移住というのは、自発的なものでございまして、強制すべきものでもないわけでございます。移住者の自発的意図に基づきまして、新しいフロンティアにみずからの運命を開拓しようという自主的な御精神が先にあるわけでございます。それを受けて政府が可能な限りお世話を申し上げていくというたてまえなのでございまして、あなたの頭にあられるようでありますけれども、あらかじめ移民計画というふうなものを打ち立ててこれを遂行してまいるといふことは、いま私どもが堅持いたしております移住政策の基本から言って、そういう観念は出てこないと思ひます。

○受田委員 技術進出者に対しての連絡が在外公館になくて、かつてに調査しているという現地報告を私は聞いていたわけですが、移住地の開発について技術会社等をそこへ設けようという場合に、在外公館というものはどういふ立場に立っておるか、それは系統が違えば連絡はなくていいようになつてくるのかどうかを御答弁願ひます。

○高木政府委員 はなはだおそれ入りますが、ちょっとはつきりしないのですが、もう一度……

○受田委員 外務省の在外公館というものは、海外の技術進出について、その技術者の派遣、調査等に対して連絡を必要としないのかどうか。

○高木政府委員 連絡をやっております。われわれのはりの移住関係では、海外協会連合会現地支部が現地の会社と連絡いたしまして、必要とする技術者の呼び寄せのお世話をします。また、相手の国の政府自身が日本から技術者を送ってほしいというふうな希望、これは、実際的には日本の大使館が現地の政府と話しまして、こういう技術者なれば日本からも送り出されるし、あなたの国の助けになるというふうな内面的な指導をすることもございしますが、そういうような結果、相手の政府から技術者の派遣を要望するという場合には、経済協力によって技術者を派遣するということもございします。そういうことをやっております。

○受田委員 現に、ベレンの福岡総領事は、アマゾンの技術進出の調査団から何ら連絡を受けなくてかかつてに調査されておる、向こうの政府とかつてに折衝して、現地の総領事が何ら連絡を受けてないという非常におこつた報告を、私去年の暮れに現地におこつた報告を、私去年の暮れに現地におこつた報告が相当あるかどうか。外務省というものは一体そういうものについてはタッチしないことになつてくるのかどうかという危惧を抱いたわけですが。

○高木政府委員 外務省はもろろん十分連絡をすることにいたしておりますし、また、関係の事業団にできる限り出先と連絡してもらつていられるわけのほうからお願いし、これらもやつていられると思ひます。ただいまのお話は私自身も伺いました。何かの行き違いで、連絡がつかない前に関係者が行ったということだと思ひます。

○受田委員 現地の移住者が非常に困つておる実態を私幾つも知つて居るのですが、ここで全部取り上げるわけにいきません。ただ一つ問題としたことは、現地の教育である。ドイツのパラグアイの移民のごときは、五十年、百年の計画で優秀な教師を本国から送り届けてつばな教育をして居る。ところが、パラグアイに例をとつてみましても、あそこでの日本の移住者の子供たちの教育というものは、あちらから教師の俸給だけしかいたっていない。もうみんな父兄の負担になつて居る。パラグアイの校舎で悲惨な教育を受けておる。これでは安心して移住はできません。少なくとも、ドイツの移住者たちがやつて居るやうに、りっぱな教師を送り、鉄筋コンクリートの校舎をつくつて、——ドイツの移住者はみな本国の費用でやつて居るわけですが、堂々たる教育をやつて移住者に希望を与えるという形を日本でもとらなといけないと思ひます。われわれが拝見したところでは、あの残酷な密林地帯で移住者の移住地というもののの中には、りっぱな道路もないし、また、校舎もバラックであり、先生も十分なものが得られない。全く悲惨な教育を受けておるのをごさいます。日本として、安心して移住されるように、子弟の教育には本国があんどうを見ることが、ドイツのごときりっぱな文教政策をもつて、ときには日本語教育もあわせて行なわせるやうな、そういうすばらしい移住地をつくられてはどうかと思ひますが、これは文部省の御意見もあればあわせて伺ひたいのです。が、優秀な教師をこちらから派遣する

ために、文部省は、進んで移住地に行つて教育に当たろうとする熱意のある人を養成してそこへ派遣すべきであり、また、その身分は日本国の教師たるの身分を公務員として確保するといふやうな温情のある措置をとつて教育に当たらせる必要があると思ひます。

○高木政府委員 ただいまの受田先生のお話、まことにごもっともでございします。在外邦人の子弟教育につきましても、戦前は直接日本語学校というものが各地にございまして、その教師は日本の教師の資格のままでその現地にいきまして、恩給も通算するといふやうな形で、たとへばペルーのごときは、リマの町だけで十三以上の小学校があつたのでございします。ブラジルその他も全部同様でした。これは、今度の戦争が始まりました前に、外国政府の直接の指導下だといふことで全部接収せられました。戦後におきましては、南米諸国の民族主義が非常に高まりました。初等教育は各国の主権のきわめて大きな部面であるといふことで、なかなかむずかしいのでございします。他方、これらの諸国の教育で十分でないこともございします。われわれは、移住協定等で、できる限り補ひまして、移住地に小学校をつくり、中学校もつくつて居るところもございします。また、中学校を移住地につくることかまだできないところは、首府に行つて中学校の教育を受けるための寄宿費とかその他の予算を取るとかしてありますが、われわれとしても、子弟教育についてはまだまだ足りないと思ひますので、今後ともこの予算は充実に

やつていきたいという方針でおります。

○受田委員 この文教関係の予算は十分組んで、現地の子弟の教育だけは安心して日本側が守つていく、こういう形を一そり強固にとつていただかなければならぬ。諸外国と比べてあまりにも悲惨です。日本人の持つ持ち味というものがそりうところできずれていく危険がある。

いま一つ、悲惨な状況から解放される立場からのお尋ねをしておきたいことは、現地における移住者の助成、指導といふことです。わけて、脱着しておる移住者に対する援護といふことは、ほとんど放任してある。悪いことをした者でも放任しておるから、日本の評判が非常に悪くなるということも起つてくる。脱着者に対する援護措置、指導、そういう点については、日本におけるやうな特殊の機関を設けて、さらに奮発されるやうな努力をする必要があるのではないか、こう思ひます。

○高木政府委員 現地における移住者、在留邦人の保護及び脱着者の救済につきましても、外務省の方針をいたしましては、第一義的には現地在留邦人の共同組織による救済といふことでやつております。そうして、これでは力が足りないもので、日本政府からも救済費を補助するといふやうな形で援助しております。そうして、どうしても困るものは、あるいは国援法で日本に歸すといふやうな措置も講じております。これも、先生が御心配になるやうに、決して十分でございしません。われわれとしては、もつともっと大きな予算を取りたいのですが、国の予算

が、優秀な教師をこちらから派遣する

全般的関係もございまして、今後ともこれをできるだけ充実させていくという方針でわれわれもやっている次第であります。

○受田委員 脱着者の再生施設というものを強化しておかなければならぬ。もうあちらに安心して永住するという体制を固めておかなければならぬですね。これは非常に重大な問題でありますので、なまぬい施設などなく、強力なものを推進していただきたい。

私は皆さんにお待たせして気の毒でありますから、かいつまんでおしよりの発言をさせてもらいますが、移住者のりっぱな人を送るために、人間というものが大事なのであって、人間が粗末であつたら、これはとんでもない移住地が構成されるわけだ。あちらに行く人のりっぱな指導ということが大切で、事前に現地のいろいろな紹介をする、映画も持つてくる、パンフレットも出す、こういうふうにして、安心して移住できるような体制にし、りっぱな人が進んで行けるようにする必要があると思うのです。この点について、移住者の教育ということも日本国内においてどういう形で今後とられようとするのであるか。事業団法の出発とともに何かを計画されておると思うのです。

○高木政府委員 この問題は一番重要なかつ大事な問題でありまして、けさも参考人からお話ございましたように、海外発展に対する国の教育面からの啓蒙あるいは教育ということが一番根本であると思います。その点につきましては、例年の移住審議会でも問題にせられて、教育に海外移住思想

を強く入れるということで、実は、外務省といましては、文部省にお願いいたしまして、中学校における海外発展思想の啓蒙につきまして、今度の教科書編成のときに特にその項目を入れていただくようにお願いし、小学校のほうは、もう済んでしまったので、この次の教科書編成の場合にその思想を入れてもらうというふうによつております。それから、そういう教育以外に、さらに、一般教育として、たとえば成人教育、婦人教育、あるいはPTA等の組織を通じての国民の海外発展思想、民族の発展思想の啓蒙というものが根本であろうと思つて、いろいろ点も今後この事業団が力を入れなければならぬ。われわれといつても、本年度は海外にも教育視察団を出して、教育と、それから移住者の衛生、この二つには特に重点を置きたい、こういうふうにして、技術者についての訓練等につきましても、まだ十分でございせんが、力を入れていきたい、こういうふうにして、おる次第であります。

○受田委員 力を入れると言ひだけ、実際に力を入れてなければだめなんです、一番の根っこにあるものは府県であり市町村ですね。移住者に移住しようとする決意を持たせるのは下部組織である。そこに、今度の移住事業団法を見ると、本部だけで、地方の支部がない。海外協会が残るが、これが将来どうなりますか、この海外協会などを事業団の支部とすることも考えなければならぬ。本部と同じ機構で直接移住者につながる地方組織というのが一番大事なので、中央のかけ声だ

けではなく、町村が単位であり、府県が単位であるということを考えたならば、事業団の地方支部というものは非常に必要だと思ふ。そこで直接移住者に直結する計画は立てられるわけなんですから、この支部機構というものは考え直される必要はございせんか。

○高木政府委員 地方活動というものの重要性は、おっしゃるとおりであります。特に府県及び地方支部はわれわれ非常に望ましいと思つて、同時に、けさもお話がありましたように、地方海外協会は、民間の盛り上がる運動としてできた非常に歴史的なものであり、牢固たる歴史が積まれているわけでありまして、かつ、これは海外協会連合会と別個の人格でございまして、そういう関係で、事業団ができたからこの地方海外協회를廃止しろとか、とつてかわるというところは簡単にできない。そこで、移住審議会でもこの問題を非常に検討せられて、そのときの答申にいたしましては、地方海外協会をもつて事業団の支部または駐在員事務所に充てることが望ましいとして、地方の実情にマッチしながらこの問題を解決していくべきであるというのが審議会の意見であつたように記憶いたしております。

○受田委員 そういうことであればそれを支部として切りかえたつて差しつかえないわけですが、それをほつきりさせておくほうが、この移住政策を進める上には非常に安定した基礎ができると思ふのです。地方海協をそのまま民間団体としておく、また、全拓連のごときそのままにしておく、こういうよりな形で、その補助金の事をどうするかということも不安定のままでは、なかなか能率があらぬと思ふのです。地方機構というものは非常に大事なんですから、そして、一方でいま移住者の家族会というものも全国会が構成されておる。政府もある程度の補助金を出しておる。この家族会なども一そう強化して、あとに続く者をどんどんつくるという橋頭堡にしなければならぬ。家族会の育成と地方支部の強化、こういう点について考え直される必要はないか。お答え願ひます。

○高木政府委員 移住事業団法案でも地方支部は考えておられて、「必要なら地に從たる事務所を置くことができる」ということで、地方支部を考えておるわけでありまして、たださつき申し上げましたように、地方海協の、あるいは地方のそれぞれの事情がございまして、この点、こういう点、地方の十分な了解を経た上でこの支部をできるだけすみますように設置するようにいたしたいというのがわれわれの考えでございまして、それから、家族会というものは非常に大事な組織でございまして、海外における邦人が一番希望し必要とするものは財政的援助でもございまして、それが、もつと故国との精神的なつながり、そういう意味におきまして、日本における家族会が現地の在留邦人を激励するということは非常に必要なこととございまして、そういう意味におきまして、われわれも家族会の活動について積極的な協力をいたしております。また、同じような組織はオランダなんかにもありまして、ホームフロンと申しまして、一種のペンフレンドのよう

に、国内の人が在外同胞に手紙を出し、あるいは子供の作品を交換するといふようなことをやっておりますが、この家族会の活動は今後とも強化したいと思ひます。

○受田委員 家族会に対する助成措置をさらに強化すること、そして、それを精神的なつながりの場所として一そう育成すること、こういうところへ積極的に取り組んでいただきたい。一番大事なのは、そういう地方の下部機構が移住者送出の原動力であるということとを忘れてはならないということをお願いいたします。

いま関係の政府委員の方が来ておられますので、一問ずつお答えを願ひたい点があるのですが、文部省の岩間さんに、先ほどお尋ねしたのにお答え願ひたいのです。つまり、文部省としては、優秀な教師を現地に派遣して、あの西ドイツのごときりっぱな移住地を南米各地あるいは中米に打ち立てる、そして子弟の教育は文部省が責任を持つというくらい馬力があるかないか、また、教師の派遣についてどういう構想を持っておられるか。先般ボリビアに二人ほど熱心な教師を派遣されることになったようでございまして、今後こういう優秀な教師を日本からどんどん送出する用意があるかないかをお答え願ひます。

○岩間説明員 先生のおっしゃること、まことにございましてと思ひます。ことばの關係とか、あるいは教える対象の關係とか、いろいろむずかしい問題はございまして、私もどなたかお答え申上げましたように、できる限

りの御協力を申し上げ、できるだけ優秀な教員を派遣するようにいたしたいと考えております。

○受田委員 文部省の積極的な意欲を承ったのです。それをどどんと実行に移してもらいたい。これは非常に急ぐ問題であります。現地の子供たちは日本の先生をお待ちしておるのです。そうして、その人の身分は十分安定させるような形で派遣していただきたい。それも含んで用意していただきたい。

いま一つ、海運局の亀山次長さん、この移住計画が政府の責任も発生して非常に渋滞したというのを残念に思っているのですが、大体、大阪商船の船をチャーターして計画どおりの移住を実行させようとしたところが、思うようにいかなかった。大幅に減員したというこの実情に対して、商船会社もたいへん損害を受けている。そこで、この計画のすれの実態と、今後のこの損害を与えたことに対する対策というものを簡単に御答弁願いたい。

○亀山説明員 三十七年度の成立予算は補助金で一億二千七百万円を成立しておいたわけですが、その場合には、大阪商船の船舶五隻をもって約八千名の用意がなされておいたわけでございます。この予算をつくりましておきには、われわれが案をつくりましたのは三十六年度でございます。三十七年度の見込みを立てまして、この程度は空席ができるであろうということは一億二千七百万円ということになった。しかしながら、三十七年度の実際の輸送は千七百名余り。それで、当初六千八百人ぐらいの輸送者があるであろうということを予定して補助金予算

を組んだのが、その予想が大きく食い違ったわけでございます。そこで、三十八年度の予算を立てます際に、この実情にかんがみまして、三十八年度の見込みが幾らになるかということを立てないで、三十七年度において実際の損失がどの程度であるかということと、すでに実行をした移住者輸送によって生じた赤字を翌年度の予算で補償するというふうに考え方を改めまして、三十八年度の予算では三億一千三百万円。したがって、三十七年度ですでに成立しております一億二千七百万円と合わせますと約四億四千万円の補助金を、三十七年度の移住者の輸送によって生じる赤字に対して政府は支出し得ることになったわけでございます。今後このやり方でやっていきたいというふうに私も考えております。こういったしますれば、ときによって移住者の消長があるといいたしましても、それによって会社が大きな損害を受けるということがこれで防げるわけでございます。そういうふうにい

たしたいと考えております。

○受田委員 政府の計画がずれて、去年ことしと大幅に移住者が減少したという事態に即して、チャーター船の損害という問題がまた発生してきたわけですね。いま予算の使い方についてのびほう策をお伺いしたわけでございますが、私、この表をいただいて、計画と実行とこれほど計画がくずれてきては、これはたいへんだと思うのでございますが、この大きな間隙をどう埋めていくかという点についてはいろいろなところの問題が派生してくると思うのです。いまの問題もその一つだと思

うのです。これは、商船にしても、商

船の味方をするわけではありませんけれども、特別のサービスをしようとした。そのサービスをさらに大損害に持ち込まれるようなことになったならば、これは商船会社そのものが成り立たぬわけですね。計画と実行とのずれが出た場合には、もっと積極的に解決策を講じていただく必要があると思

います。

なお、もう一人の方にお尋ねして質問を終わりますが、海外移住については、日本の炭鉱離職者の海外移住を大いに促進するという方針は、雇用対策上非常に大事なことであります。また、南米各国でも日本の炭鉱離職者を大いに歓迎するという気持ちを持っていることを各所で私何てきたわけなのです。現に、福岡県では、本年度の離職者の海外移住を約五百世帯二千五百名と置いて、一人当たり加算金を、福岡からブラジルへ行く費用に対して二十万円を増額して優遇措置をとっております。こういうことになっておりますが、こういうことにつきまして

も、国全体が、国家そのものがこの炭鉱離職者に対して特別措置をとってその道を開いてあげるような、資金的にも別の角度からお手伝いをするような用意があるのかないのか。それから、人員等につきまして、一応の今後の計画を、この福岡の基準をもとにして全国的にどういう用意をされておるか。労働省の北川職安局長の御答弁を願います。

海外へ移住をしていただきました。たとえば農業に従事していただく、こういうことが従来相当の実績をあげております。いままでの実績では、約五百二十人ぐらいの炭鉱離職者が南米に移住をいたしました。非常に成果をあげております。今後こういう方向をさらに進めるために、福岡県では農業訓練所を特別に設置いたしました。ここで炭鉱離職者に帰農して後の技術あるいはそういう経験を積ませまして、そうして計画的に海外に送り出す、こういう施策をいたしております。

なお、海外に出ます場合の渡航費といたしましては、いま先生の御指摘にありました点は、加算金の二十万円と申ししますのは、実は国でやっております雇用促進事業団の海外移住のための特別の加算金でございます。従来九万円の加算金でございましたものを、そういう趣旨に沿いまして、本年度から二十万円に引き上げた次第でございます。

なお、今後これをどの程度出せるかという計画でございますが、いま具体的に炭鉱離職者の希望等を聴取いたしまして検討いたしておりますので、御趣旨に沿って積極的に海外移住を進めたい、こう考えます。

○受田委員 日本のこうした斜陽産業に従事した人々に御苦勞願って向こうへ行つていただくわけですから、財政的な御支援も十分せねばいかぬ。ただ、ここで問題になるのは、日本から向こうへ移住するときに借金が残っている、その借金をどうして整理しているのかという問題も、移住意欲をそえるかそそらぬかという岐路になると思

います。

移住をしていくときにどうするか。私、昨年ブラジルで、日本に借金を残して移住した人が日本から借金の支払いについてははなだしい請求を受けて非常に苦悩しておる実態を把握してき

たのです。この点について、祖国の借金を完全に支払いする措置をとって、安心して移住させるような考え方も持っておられるかどうか。お答え願います。

○北川説明員 いまの国内における負債の問題でございますが、先ほど御説明しました移住資金の加算と申しますのは、実は渡航費そのものは外務省等で御心配をいただいておりますので、その範囲内である程度の処理はできると思いますが、それでなおかつできないような負債がございまして、先ほど申しました雇用促進事業団で、就職いたしました場合資金の貸し付けをいたしております。そういう制度の活用によりまして何らかの処置をいたしたい。この点十分検討いたします。

○受田委員 これは、移住局長のほうでも、また農政局長のほうでも、祖国の借財というものの取り扱いは同様に考えていかなければならぬと思っております。この尾を引く不安感というものが襲いかかるとは、安心して移住地で働けなくなるのですが、どういうふうにお考えになつておるか。

○高木政府委員 借財の問題はまことに重大な問題で、実は、海外移住をしたけれども借財があるために行けな

できる限り外に出るようにといいこと
になつてゐるのでありますが、農業の
場合にも、過剰入植地から海外に移住
せられる場合には一族三十万円の補
助金を出してあります。これで足らな
い場合は、いま言った拓殖基金等の活
用ということになります。これ以上は
いまのところどうにもならないので
が、われわれといひましては、でき
る限り補助金をふやしていただきたい
と思ひます。炭鉱離職者につきまし
ても、先ほどお話がございましたよう
に、従来は九万円しか補助金がなかつ
たのを、農業並みに少しふやしても
らうということ二十万円増していた
だいた。われわれとしては、国の予算の
バランスがとれる限りはできるだけ
くさんの補助金を出してもらつて、日
本に借金を残さぬようにというのが一
番理想であると思ひます。

○受田委員 それでは、この移住に關
係して、アメリカのカリフォルニア州
に短期農業移民が三十一年度からス
タートしておるわけです。この短期農
業移民の人々は、あちらで一応大陸の
農業形態を學んでおられる。私、その
移民の人たちの中でパラグアイへ何人
かが移住しておることを現地へ行つて
きました。短期農業移民の実情と、そ
の短期農業移民が一応米大陸で訓練を
受けてさらに南米・中米の開拓者とし
て乗り出すという指導をどういう形で
しておられるか、この点御答弁を願ひ
たい。

○高木政府委員 短期派米農業青年の
世話は、派米協議会というのござい
まして、これは農林、外務合同で指導
しておるわけですが、三年働きの
まゝして、大体百万円あるいは、それ以

上の金を持つて歸られるわけでありま
す。そして、ある人は日本に歸りまし
て国内における農業の刷新に努力して
おられますが、またある人は、せつか
くカリフォルニアまで行き、また、あ
の地はメキシコの労働者が来ておりま
すので、スペイン語も覚える、だか
ら、ひとつこのスペイン語の知識を利
用して南米に移住したいという希望も
ございますので、歸られた人々に対す
る南米移住の啓蒙、さらには現地に
おられる間に南米移住の啓蒙をいたし
まして、最近では、歸る前に南米を見
る、あるいは歸られた方々の代表が南
米の移住地を見るところをいたし
まして、つい最近も、アルゼンチンの
国营農業移住地でありますウルキッ
サに派米青年八家族がそろつて移住した
というふうなこともございまして、
パーセナテージもだんだん上がる傾向
にあることは非常に好ましいことだと
思つております。

○受田委員 この短期派米農業移民の
実績を生かしていく指導をしなければ
ならぬ。日本に歸らないであちらに
行つてもらふように指導する、そん
な努力を、これは農林省も外務省も
方お続けにならなければならぬ。
私は質問をこれで終わりますが、願
わくば、この事業団法というものがで
きて行政事務における統一貫した作
業ができるわけですから、これができ
た以上は、この結果を十分生かすこ
ろの人的な働きが足りつぱになります
ようにがんばつてもらわなければなら
ぬと思ひます。そして、いろいろ
と苦難の道を歩んでこの事業団法に結
びつけた当局としても、各省が互いに
協力し合う体制を固めて、かりそめに

もセクト主義で変な謀略を用いること
のないような形でこの事業を推進して
もらいたい、かように御注文申し上げ
ておいて、私の質問を終わらしてもら
います。

○野田委員長 これにて外務委員会農
林水産委員会連合審査会を終了いたし
ます。

午後四時四十八分散会

昭和三十八年六月十七日印刷

昭和三十八年六月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局